

ランク制についての規定

1. この会は、例会参加者の体力及び技術の均等化により事故を防止し、安全で楽しい例会を期するとともに、無理なく体力・技術の向上を図るためにランク制を制定する。
2. 前述の目的を達成するために全ての会員を体力、技術などにより、別表に定める基準によりいずれかのランクに決める。会員は、決められたランクを上限としてこれに見合う例会に参加することができる。
3. ランク制を管理運営するためにランク委員会を設ける。委員長および委員は世話人会が任命する。ランク委員会は月 1 回以上開催し会員のランク決定と移動、ランク制の充実と改善についての研究・提案を行う。
4. 会員はいつでもランク委員会に対しランクについての申請を行うことができる。ランク委員会は会員からの申請を迅速に処理しなければならない。またランク委員会は会員の体力、技術、体調などの把握につとめ、会員の申請を待つまでもなく、客観的に適正、公平なランクの決定に努めねばならない。
5. ランクの決定、または変更は次のとおりとする。
 - (1) 新会員は体力が不明の場合はひとまず A ランクとする。
 - (2) 高齢、または疾病などにより体力が低下し、A ランクの例会に参加できない場合は S ランクとする。
 - (3) A ランクの年齢は原則として 80 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 85 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の A ランクの例会参加回数が原則として 12 回以上必要とする。
 - (4) B ランクの年齢は原則として 70 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 78 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の B ランクの例会参加回数が原則として 12 回以上必要とする。
 - ① B 健の例会に参加できる年齢は 70 歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は 75 歳に達するまで延長できる。なお直近 1 年間の B ランクの例会参加回数が原則として 12 回以上必要とすることに加えて、そのうち B 健の例会参加回数が原則として 6 回以上必要とする。
 - ② B ランクになるためには、下記の条件を必要とする。
 - (i) B テスト参加申請をする月の前月末までに A ランクの例会に 5 回以上参加すること。

(ii) 初級講習会（1課・2課）または山歩きセミナー（実習を含め3課目以上）を受講すること。

(iii) 新会員のためのオリエンテーションを受講すること。

(5) Cランクの年齢は原則として67歳未満とする。ただしランク委員会が特に承認した場合は70歳に達するまで延長できる。なお直近1年間のCランクの例会参加回数が原則として6回以上必要とする。

Cランクになるためには、下記の条件を必要とする。

①六甲山系のB健例会または六甲山系以外のB例会の計画を2回以上立案し、かつその例会のチーフリーダーを務めること。

②10キログラム以上のボッカが可能であること。

③雪山講習会を修了していること。この条件を満たさない場合は、Cランクを承認された1年以内に雪山講習会に参加すること。

④兵庫県勤労者山岳連盟又は神戸市主催の六甲全山縦走大会に参加し、完走すること。

この条件を満たさない場合は、Cランクを承認された1年以内に条件を達成すること。

(6) 特に延長を申請する場合には、1年毎に誕生月の2ヵ月前から前月末日までにランク委員会に申請しなければならない。

(7) 参加回数の算定は、各ランクとも通常の例会に参加した場合とする。

(8) 各ランクの年齢制限の期限は、それぞれの年齢に達した誕生日の月末までとする。

(9) 直近1年間とは前年誕生月の1日から当年誕生日の前月末までの1年間とする。

6. ランクの変更に際してランク委員会が判断の困難な場合には、該当ランクの例会にテスト参加を行うこととする。

(1) Aテストの場合にあつては、3ヵ月の間に2回以上Aランクの例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は4ヵ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。

(2) Bテストの場合にあつては、3ヵ月の間に2回以上Bテスト例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は4ヵ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。

(3) Cテストの場合にあつては、3ヵ月の間に2回以上Cランクの例会に参加しなければならない。この場合ランク委員会は4ヵ月以内にランクの変更の適否を決定し、テスト参加者に通知するものとする。

7. 次の場合はランクを移動することとする。

(1) 決定されたランクの例会に6ヵ月以上参加せず、かつ体調、トレーニングの状況が不明で当該のランクにふさわしい体力を維持していると考えられない場合。

(2) 決められたランクの例会で体調がしばしば不調となったり、脱落するなど当該ランク

- の例会に参加することが無理と判断される場合、または1年以内に事故を重ねた場合。
- (3) 下降の際に著しく歩行技術やバランスに問題があり、危険性が認められる場合。
 - (4) 重大な持病またはその他の疾病のために慎重に行動する必要があると認められる場合。

8. 海外登山（トレッキング）の例会に参加できる年齢はこの規定の5項に準じる。

9. 実施細則は別表「ランク区分の基準」による。

10. この規定の改廃は世話人会で議決する。

11. この規定は1988年11月1日より実施する。

| | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1990年3月20日改正 | 2002年6月1日改正 | 2010年8月3日改正 |
| 1991年6月1日改正 | 2003年4月15日改正 | (2011年1月1日実施) |
| 1993年4月6日改正 | 2003年5月20日改正 | 2012年12月4日改正 |
| 1995年1月1日改正 | 2004年10月1日改正 | (2013年1月1日実施) |
| 1996年2月1日改正 | 2006年5月2日改正 | 2014年6月17日改正 |
| 1996年10月1日改正 | 2007年3月6日改正 | 2015年2月17日改正 |
| 1998年1月1日改正 | 2008年2月5日改正 | 2017年6月6日改正 |
| 1998年12月1日改正 | 2009年11月17日改正 | 2019年5月21日改正 |
| 2001年9月1日改正 | (2010年1月1日実施) | 2019年9月3日改正 |
| | | 2021年5月18日改正 |